

福島市 利用者負担額【保育料】一覧表

単位：円
R6. 4. 1現在

階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	0～2歳児		3歳以上児		階層	【定義】 父母等の 市町村民税 課税状況	0～2歳児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯・里親等	0	0	0	0	D2	所得割課税額 97,000円未満	29,000	28,600	0	0
B	非課税世帯	0	0	0	0	D3	所得割課税額 135,000円未満	29,500	29,000	0	0
C1	均等割課税世帯	15,400	15,200	0	0	D4	所得割課税額 169,000円未満	39,500	38,900	0	0
C1F	// (ひとり親世帯等)	6,500	6,500	0	0	D5	所得割課税額 183,000円未満	40,000	39,400	0	0
C2	所得割課税額 48,600円未満	18,500	18,300	0	0	D6	所得割課税額 216,000円未満	45,000	44,300	0	0
C2F	// (ひとり親世帯等)	8,000	8,000	0	0	D7	所得割課税額 301,000円未満	56,000	55,100	0	0
D1F	所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	8,000	8,000	0	0	D8	所得割課税額 397,000円未満	59,000	58,100	0	0
D1	所得割課税額 78,000円未満	23,100	22,700	0	0	D9	所得割課税額 397,000円以上	67,000	65,900	0	0

※4月1日時点の年齢で算定します。3歳になっても、年度中は変更ありません。

※国の幼児教育・保育の無償化実施により、0～2歳児の非課税世帯・3～5歳児の利用者負担額は0円となります。

1 算定の基準

- (1)令和6年4月分～8月分は令和5年度市町村民税、令和6年9月分～令和7年3月分は令和6年度市町村民税の課税状況をもとに決定します。
- (2)市町村民税の所得割課税額は配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除適用を受ける前の金額になります。
- (3)家計の主宰者が同居の祖父母等と判断される場合には、その方の市町村民税の課税状況をもとに決定します。

2 利用者負担額の軽減

- (1)福島型給食推進事業として、副食費の負担軽減相当額（1,000円）を減額しています。
- (2)多子世帯
 - ①生計を一にする最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料となります。
 - ②C1F階層、C2F階層、D1F階層の場合、生計を一にする最年長の子どもから順に2人目以降無料となります。

3 一覧表内の「ひとり親世帯等」とは

- (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2)身体障害者福祉法第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (3)療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- (5)特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- (6)保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 その他

- (1)寡婦（夫）控除のみなし適用については、地方税法改正により、市町村民税において適用されることとなったため、令和3年9月分の利用者負担額より、減額のための申請は不要です。市町村民税等の申告においては必要ですので、ご注意ください。
- (2)各施設において、このほかに教材費等の実費がかかる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
- (3)保育標準時間は最大11時間、短時間は最大8時間を、各施設の開所時間内において利用できます。これを超える場合、延長保育料が必要です。詳しくは各施設にお問い合わせください。